

(第九部)

第一回 参議院農林委員会會議錄第三十三号

(五六二)

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第七号)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十号)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三号)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四号)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二号)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧品配給公團法案(内閣送付)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一号)
- 薪炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二号)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三号)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七号)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出対策改善に関する陳情(第六十八号)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情(第七十号)
- 農地委員会の経費を全額國庫負担とすることに關する陳情(第七十三号)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願(第七十七号)
- 主食需給計画の根本的改革に関する陳情(第七十四号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第七十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫負担とすることに關する陳情(第八十号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四号)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業経費を國庫負担とすることに關する陳情(第八十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第一百二号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九号)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 函館官林局の管轄区域變更に関する請願(第五十四号)
- 華用人参試験場設置に関する請願(第六十六号)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八号)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第二百三十号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第二百三十一号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第二百三十三号)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第二百三十八号)
- 米穀供出に対する報奨制度の廃止並びに肥料の配給に関する陳情(第二百四十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百五十号)
- 運配主食の價格に関する陳情(第二百五十二号)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國営とすることに關する請願(第八十八号)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五号)
- 北海道「ん榮糖業」の保護政策確立に関する請願(第二百二二号)
- 薪炭の價格に関する陳情(第二百六十二号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十三号)
- 食料品配給公團法に関する陳情(第二百七十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百八十七号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第二百八十八号)
- 米穀需給計画の根本方針に関する陳情(第二百三十六号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第二百八十八号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百九十九号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第二百三十三号)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二号)
- 群馬縣古馬村外三ヶ村のかん養用水路に関する請願(第二百一十一号)
- 蒜山演習地の返還並びに開拓計画變更に關する請願(第二百三十五号)
- 食糧配給確保に関する陳情(第二百二十六号)
- 林業振興対策に関する陳情(第二百二十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一号)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情(第二百三十二号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第二百三十五号)
- 米穀需給計画の根本方針に関する陳情(第二百三十六号)
- 農業保險法制定に関する陳情(第二百四十四号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十五号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百四十八号)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廃に関する請願(第二百七十六号)
- 開拓対策に関する請願(第二百七十七号)
- 旧軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに関する請願(第二百八十三号)
- 十勝縣馬育成所用地開放に関する請願(第二百八十五号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第二百六十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十八号)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第二百七十一号)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十八号)
- 勤勞大家の食糧危機突破対策に関する陳情(第二百八十二号)
- 日本競馬会に関する陳情(第二百八十三号)
- 農村指導農場開設に関する陳情(第二百九十四号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五号)

- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及突
施に関する陳情(第二百九十九号)。
○農業会の農業技術者給與國庫補助に
関する陳情(第二百号)。
○臨時農業生産調整法案(内閣送付)。
○小坂部川貯水池改良事業を國營とす
ることに關する請願(第二百七号)。
○旭川合同用水工事促進に關する請願
(第二百九号)。
○農地改革促進に關する請願(第二
百十三号)。
○東京都内の食糧配給に關する陳情
(第二百七号)。
○農業会の農業技術者給與國庫補助に
関する陳情(第二百十三号)。
○種郭及びひなの價格撤廃並びに養鶏
用飼料増配に關する陳情(第二百十
八号)。
○農業会の農業技術者給與國庫補助に
関する陳情(第二百十九号)。
○農業会の農業技術者給與國庫補助に
関する陳情(第二百二十五号)。
○開拓助成金増額に關する陳情(第三
百三十号)。
○農地法による山林開墾行過是正に關
する陳情(第三百三十二号)。
○農作物の「養蚕週期栽培法」の普及突
施に關する陳情(第三百三十五号)。
○千葉縣長生郡茂原乾草所の設備を縣
養蚕業會に還元することに關する陳
情(第三百三十七号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
三百四十二号)。
○三方原揚水事業に關する陳情(第三
百四十五号)。
○富士山ろく開墾農業用水事業促進に
関する陳情(第三百四十九号)。
○こうじ類の一般製造に關する請願
(第二百四十六号)。
○茨城縣下北浦干拓事業促進に關する
請願(第二百四十八号)。
○茨城縣下のかん害対策助成に關する
請願(第二百七十六号)。
○大池用水幹線改良に關する請願(第
二百九十号)。
○主食配給に關する陳情(第三百六十
号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
三百七十八号)。
○農地調整法並びに自作農創設特別措
置の改正に關する陳情(第三百八十号)。
○奈良縣下のかん害対策に關する陳情
(第三百八十七号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
三百九十号)。
○農業会の農業技術者給與國庫補助に
関する陳情(第三百九十二号)。
○農業共済保險法案中の農家負担等に
関する陳情(第三百九十三号)。
○食糧緊急対策に關する陳情(第三百
九十九号)。
○養蚕協同組合獨立強化に關する陳情
(第四百号)。
○農業協同組合法案の一部を削除する
ことに關する請願(第二百九十七号)。
○觀光都市に対する自作農創設特別措
置法の実施延期に關する請願(第三
百十六号)。
○熱海觀光地帯を農地法の適用より除
外することに關する請願(第三百二
十四号)。
○森林治水並びに災害防止林造成事業
拡充強化に關する請願(第三百三十
号)。
○民有林施業案編成國庫補助増額に關
する請願(第三百三十五号)。
○鹿児島縣に國立茶業試驗場九州支場
を設置することに關する請願(第三
百三十六号)。
○樟腦製造事業を森林組合に許可する
ことに關する請願(第三百三十七号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
四百十七号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
四百二十四号)。
○邑知渴干拓計畫反対に關する陳情
(第四百二十六号)。
○福岡三池郡高田村地先その他の干
拓事業を國營とすることに關する陳
情(第四百三十六号)。
○農業災害補償法案(内閣提出、衆議
院送付)。
○農村指導農場開設に關する陳情(第
四百三十八号)。
○主食の均てん配給に關する陳情(第
四百四十号)。
○新築田旧町裏練兵場拂下げに關する
陳情(第四百四十一号)。
○食料品關係の公團制反対に關する陳
情(第四百四十九号)。
○農地開墾營團の解散に伴う開發事業
の都道府縣移管その他に關する陳情
(第四百五十号)。
○民有未墾地買収計畫の樹立その他に
關する陳情(第四百五十二号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
四百五十四号)。
○邑知渴干拓計畫反対に關する陳情
(第四百五十五号)。
○東京都の薪炭増配に關する陳情(第
四百六十号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
四百六十八号)。
○匠御料林拂下げに關する陳情(第四
百七十号)。
○植林用苗木無償配付に關する請願
(第四百一号)。
○適地開拓に關する請願(第四百二二
号)。
○北海道農業試驗場復興助成に關する
請願(第四百七号)。
○養蚕干拓事業實現促進に關する請願
(第四百二十号)。
○ビール麦栽培奨励に關する請願(第
四百二十五号)。
○農業協同組合法の制定その他に關す
る陳情(第四百八十二号)。
○薪炭生産者價格等に關する陳情(第
四百八十三号)。
○鹿児島縣薩摩郡内のかん害救済に關
する陳情(第四百八十六号)。
○農業保險制度の拡充強化に關する陳
情(第四百九十一号)。
○農地委員會費國庫補助増額に關する
陳情(第四百九十九号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
五百一号)。
○水害林業対策に關する陳情(第五百
十一号)。
○米並びに甘藷の價格改訂に關する陳
情(第五百二十三号)。
○農業協同組合法案その他に關する陳
情(第五百二十四号)。
○競馬法の改正に關する陳情(第五百
二十五号)。
○適正米價決定に關する陳情(第五百
二十六号)。
○燈籠沿岸干拓事業實現促進に關する
陳情(第五百二十八号)。
○千葉縣下のかん害復旧助成に關する
陳情(第五百二十九号)。
○農業協同組合法案に關する陳情(第
五百三十四号)。
○食料配給公團制反対に關する陳情
(第五百三十八号)。
○食料配給公團制反対に關する陳情
(第五百四十一号)。
○農業保險法の改正に關する陳情(第
五百四十四号)。
○自作農創設特別措置法の一部を改正
する法律案(内閣送付)。
○國有林野法の一部を改正する法律案
(内閣送付)。
○緊急食糧需給に關する特別措置法案
(衆議院送付)。
○農地調整法の一部を改正する法律案
(内閣送付)。
○林業關係水害復旧費國庫補助引上げ
その他に關する請願(第四百五十号)。
○農業協同組合法案の一部を削除する
ことに關する請願(第四百五十二号)。
○纖維産業従業者に対する加配米及び
物資配給に關する請願(第四百
六十三号)。
○山口縣玖珂郡内各町村のかんぼつ防止
対策に關する請願(第四百七十二号)。
○山梨縣下の水害復旧費國庫補助に關
する請願(第四百八十号)。
○農地制度改革等に關する請願(第四
百八十一号)。
○食料配給公團制反対に關する陳情
(第五百四十六号)。
○食料配給公團制反対に關する陳情
(第五百五十一号)。
○あひる飼育事業の拡充強化に關する
陳情(第五百五十四号)。
○緊急開拓事業費の増額に關する陳情
(第五百六十九号)。
○水害應急対策用建築資材の配給に關
する陳情(第五百七十号)。
○大和平野東南部用水改良事業費予算
増額に關する陳情(第五百七十一号)。
○農地制度改革に關する陳情(第五百
七十二号)。
○奈良縣下のかん害対策に關する陳情
(第五百七十三号)。

○農業協同組合法案中に新案を明記するに關する陳情(第五百七十四号)

○埼玉縣人間郡民有林開拓反對に關する請願(第四百八十八号)

○埼玉縣下水害町村の農業會助成に關する請願(第四百九十四号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に關する請願(第四百九十六号)

○奈良縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する請願(第五百号)

○愛知縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する請願(第五百一十一号)

○大阪府のかん害應急対策費國庫補助に關する請願(第五百二二号)

○京都府のかん害應急対策費國庫補助に關する請願(第五百六号)

○滋川右岸排水改良事業費國庫補助に關する請願(第五百十三号)

○愛知縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する請願(第五百十四号)

○土地改良事業の統制施行に關する請願(第五百十五号)

○農業災害補償法施行に關する請願(第五百十七号)

○滋賀縣甲賀郡外一部のかん害應急対策費國庫補助に關する請願(第五百二十二号)

○小倉市曾根地先干拓現に關する請願(第五百二十七号)

○造林用苗ほ用地確保に關する請願(第五百三十四号)

○岐阜縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する陳情(第五百七十六号)

○遊馬法の改正に關する陳情(第五百七十七号)

○食糧配給公團制反對に關する陳情(第五百七十八号)

○土地改良事業統制施行に關する陳情(第五百八十二号)

○農地調整法令の改正等に關する陳情(第五百八十三号)

昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)午前十時三十分開會

本日の會議に付した事件

○農業災害補償法案

○委員(補見義男君) それでは只今から委員會を開会いたします。本日は、昨日衆議院を通過いたしましたところ、に廻つて参りました農業災害補償法案を議題にいたしました。正式の審議に移し、討論採決に入りたいと存じます。

○竹中七郎君 私はこの法案に對して、ちよつと申し上げたいと思つております。本法案は、附則第五十二條によりまして、本年度の稲作に遡及適用することになつておるのであります。この点につきまして、二点ばかりお伺ひ申し上げます。

近年米麦等主要食糧の生産は、農民各個の業といたしまして行つております。は、むしろ國家の至上命令によりまして、國策を代行しておるものと云つても過言ではないと思つております。従つてその栽培におきまします不慮の事故に對しましては、農民の共済等と言ひますよりは、むしろ國家みずからが補償すべきものと考へます。この点につきまして……

もう一点は、本法案は補償法と言ひますけれども、その本旨は保險法であつて、保險事業の建前上、共済保險の責任の終了いたしました後において保險掛金を追徴するといふことは、常識を逸してゐるのかのうちに考へられるので

あります。且つ却つてこのために混亂を來たす虞れがあるとかうに考へるのであります。かような見地からいたしまして、本年度の稲作に對しましては現行法を適用して、その及ばないところは、國家補償又は國家補助を行ふこととしたしまして、本法の遡及適用はこれを取止めることが、農民のためにも亦本法の施行を円滑にするためにも適當と考へられますから、このよう

な努力を、政府といたしまして努力せられる考へがあるかどうか。御所見を伺ひたいと思つております。

この点につきましては、私の愛知縣の農業保險組合聯合會からも陳情、請願書が出ておるのであります。遡及いたしますもので、もう本年の稲作は済みますることにつきましては、これはいろいろの關係がありますのでございまして、御答弁によりましては、再質問申上げたいと思ひます。

○委員(補見義男君) それは討論じやない。質問でございませう。

○政府委員(山添利作君) 遡及適用の問題につきましては、申上げたのであります。内容から申しますれば、共済金額を上げる、といふことに過ぎないので、現に受けておる保險の返当り四十五円、これを以てしては到底駄目なものである。そこで本年当初より保險金額は上げる。而して新しい制度でやつて行くといふことを政府の方針として言明し、そのための地方に對する準備、又趣旨の徹底をも図つておつたのでありますけれども、所によりましてその趣旨が徹底しなかつた所もあることは遺憾に思ひます。併しなが

ら國全体として、又日本全國大多數の地方におきましては、そういう方針期待を以て進んで來たのでありまして、たまふ、そういう趣旨が徹底していかつたという地方におかれましては、この農業共済基本制度の本旨に鑑みて、相互扶助の精神に立脚してこの法案に規定するがごとくやつて貰ひたい。又そのような了解を得るために、法律の規定は當然適用になるのでありますけれども、努めたいと思つておるのであります。これを變更いたしたいといふことはできないと考へております。

○竹中七郎君 これは私の方の請願書にも出ておりましたけれども、大体二十三年度からというようにことを言つておられます。これに對して組合といたしまして、災害のない所でも、順當に、最低十二円、最高四十何円となつておるようでありまして、その点比較的小くかけるというやうなことで、災害のない所から取るというわけにも行かないです。成るだけ最低に……

○政府委員(山添利作君) これは島村委員の御質問乃至お考え等も伺つたのであります。少し細かく實際問題として考へて見ますと、災害のなかつた所が通常の掛金を拂ひまして、それは別段その負担にはならないのであります。その地区といたしまして、この以上に起りました災害は皆國費、國費といふとおかしいが、大体國費の負担になつておる。その地域で普通の保險料を拂つて、そして災害が少かつたといふときには、その残りの金額は、その地元の方面の保險の財源としてそのまま残つて行くわけなんです、そういう点は一つ御了承を願ひたいと思ひ

ます。

○委員(補見義男君) それではこれから討論に入ります。

○板野勝次君 本法案につきましては、大体進歩的な意味を持つておるので賛成でもありますが、質問の際にすでに意見をも含めておりますので、こゝではそのことを一切省略いたしますが、ただこゝで特に強調申上げたい点は、積極的な農業振興政策の實施が基礎にならなければ意味がないので、單なる保險金の給付では何ら農業災害救済の實を伴わないのみではなく、形式的な盲目的な制度の存在といふものが、却つて根本的な対策の實施を怠る口実になるといふ危険性もあつたので、こゝいう点につきましては政府は特に將來十分なる注意を拂つて貰ひたいといふ点と、それから農業災害補償によつて農家が災害に際しまして、翌年度の再生産ができ得るやうな補償がなされて行くといふことを將來十分考慮して貰ひたいと思つております。

ただ法案の第十二條でございまして、十二條の第三項「政府は、第一項の規定による負担金を食糧を消費する者が負担するように、食糧の賣渡價格を定めなければならない。この点は是非とも私は削除されなければならないと思ふ。最近の予算を見まして、いずれも大衆の負担になつておる面は、殊に間接税等においては大きな負担になつておると思ふ。その政策がこの農業災害補償の場合におきまして、國民全体の上に平等に振當てられて來るといふことは、実に勤勞大衆に取りまして又してもの大きな負担になると思ふので、他の全体はともかくといたしまして、この第十二條は是非修正されな

第九部 農林委員會會議録第三十三号 昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)

第九部 農林委員會會議録第三十三号 昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)

第九部 農林委員會會議録第三十三号 昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)

第九部 農林委員會會議録第三十三号 昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)

第九部 農林委員會會議録第三十三号 昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)

第九部 農林委員會會議録第三十三号 昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)

ければならない点かと思われまゐる。その修正の要点は、第十二條の第二項「前項の負担金は、」の次に「政令の定めるところにより毎会計年度予算の範囲内において國庫より支出し」とこの字句を入れたらと思ひます。そうして農業共済再保險特別会計にこれを繰入れるとしたらして、第三項は削除して、少くとも勤労大衆の負担に轉嫁しないようにしたいというのがこの修正案でございますが、是非一つ各委員の御賛成を得てこの修正案が採択されることを強調いたしまして、私の討論は終ります。

○羽生三十七君 私はこの法案には全体として賛成であります。只今の板野君の御意見についても私は相当同感する点があるのであります。これは本法案が予備審査のときに私としても申し上げたことでありまして、大体これが食糧関係で消費者の負担にこの予算がなるといふことは、政府委員の御答弁にもありましたが、まあ大体当面の財政上の逼迫から已むを得ずこうするといふ考えの方が多いんじゃないかと思ひます。つまり消費者も共に生産者の災害を共同責任において引受けるという思想も、或る意味においては含まれておるかも知れませんが、全体としては予算がないからという考え方が出た発しておると思うのであります。併しこの点は板野君がお話になりましたように、正しく大衆課税の性質を持つので、御趣旨としては私は板野君と全く同意見であります。ただ私はここでそのような予算の出場所が他にない場合、この法案がどういふことになるかという点を危惧しておるのであります。もとよりそれについて政府に確た

る方針があるならば、絶対に板野君のような意見で行かなければいけない。そういう私は強い希望意見を持つておるわけでありまして、

もう一つは、これはどなたかの質疑の際お話をあつたと思ひますが、この共済保險とか或いは補償制度というところに頼らず、あくまでも予防し得べき自然的災害は極力予防するといふ思想に立つて行かないと、日本のような脆弱な農業國におきましては、その都度災害から受ける被害によつて農業再生産が殆ど不可能に近いような場合がありまして、飽くまで可能である災害についての予防條件を強力に確立して行く。このことを私は強く希望するわけでありまして。先に申し上げた消費者負担を撤廃して、あくまで正當な予算によつてこれを賄つて行くといふ考え方は、当局が消費者負担から一般會計に轉嫁して賄ふといふ自信があるならば、あくまでそういう方法を取つて頂くことを強く希望して、この案に賛成するものであります。

○山崎恒君 私は只今羽生委員の意見と同じ意見を持ちまして賛意を表するものであります。旧來の農業保險に關する旧制度を根本的に改革されまして、新しい時代に即應したところの農業經營に安定をつくるというふうな観点からいたしましてこの法案が出ましたことは、農家に取らましても非常に福音であらうと、かように考えております。ただこの内容におきまして、第八十四條の共済目的の項におきまして、「水稻、麦その他の政令で指定する食糧農作物」とありますが、我が國の如き非常な干害地の多い殊に島作、なかなく陸稻の如きものがこれから除外

されるということとは、甚だ遺憾に存するのであります。これは政令で指定するといふことになつておりますが、特にこの点は明示して然るべきであらう。かように存じておるのであります。さ

ような点を、特にこの共済金が、從來の農業保險は共済金の融通面におきましても非常に支拂に遅延を生じておつたといふような点があるものであります。が、今國の災害補償法案によりましては、特に迅速は適切なところの支拂を期するための金融の措置を講じて頂きたい。かような希望を持っておるものであります。そうした希望を以てしまして、私はこの際十二條の消費者負担の問題が、誠に消費者にとつては氣の毒な事情であります。現在の日本の食糧事情からいいますと共に、日本の國內の經濟情勢から行きますと、國民全部がこれに負担するといふような観点から又止むを得ないだらう。かような考えから本案に賛成するものであります。

○北村一男君 私は質問の際にも申し上げましたが、この國民健康保險は趣旨は非常に結構でありながら、なかなくその実効を挙げられておらないで殆んど休止状態になつておるところが方々にある。こういう点から考えまして、この共済法が實際に全國的の組織になつて、共済の實を挙げ得るには農林省として格段の御努力をなさらねといふと、結局只今申しましたような健康保險の現状になるような懸念があるのではないかとこのことを考えまして、農林省としてはこの法律が國民的の協力を得るということについて十分の御用意をお願いしたいと思ひるのであります。

それから消費者負担は、只今のお話のように、でき得ればこの米その他の價格に加算しないことが望ましいことではございまして、それと同時に農民の負担もなかなく少なからぬものがありまして、これも同様に將來やはり國家において相當部分を負担するといふような考慮を拂われることを希望いたしまして、本案に賛成するものであります。

○木下源吾君 板野君の御意見は非常に妥當のようでありまして、しかしながら現政府の一連の政策が、例えば鐵道會計が一時賄ひ主義で行つておるうちに、今これを修正すれば全政策の面において殆んど凸凹ができてしまふと思ひのであります。ただ消費者負担になるというところは、この面から見ればこのように考えられまして、國庫の中からは出資金が結局大衆の負担になつておる金であるならば、これは意味をなさないので、國家財政で、……尤もインフレのために新四の利得者、或いは適當な利得者から余すところなく追求して、いろいろな税、その他において徴収することができるとすれば、これは當然國庫の負担でございまして、こう考えれば、現在のやうな財政一般が悉く大衆の負担になつておるときであります。ために、この過渡的な時期としては、かような法案も又止むを得ないのではないかと。そして私たちが豫るにはあるけれども、財政の面から負担の均衡を図るというよりも、むしろある面からは沢山取り上げる。端的に言うならば……、そういう方面に重点を置いて行くことが妥當ではないかと考えるので、この場合板野議員の修正案に對し

ては直ちに賛成することはできないと考へます。従つて原案のままこの法案を通過させることが妥當だと考へております。

○島村重次君 私は本案に賛成をいたしますと共に、將來政府において又本年の災害等に鑑みまして二、三の希望を申し上げまして賛成をいたすものであります。

第一点は本年の國庫負担、災害補償法がございましてからの國庫負担の割合が、その比率におきまして、共済金額の掛金が從來の農家負担の米價の割合に比して非常に多いという観点から、この際只今お話になりましたように農民の負担軽減に對して相當の措置を講ぜられんことを希望すると同時に、今一点は先般質問のときに申し上げましたように、本年の災害に遡及する問題に對しましては御答弁もあつたのであります。が、保險組合の財政上相當困難を來しておるものもありません。又災害のない地方におきましては相當の心理的に大きな影響を持つものと思へますので、これらの点に對しまして特に政府においてならんかの措置を講ぜられることの御答弁もあつたのであります。で、深甚なる御考慮をされまして、速かにその措置の取られんことを希望いたしまして、本案に賛成いたすものであります。

○委員(補見義男君) それでは本會議の方で今採決に入るをうすからちよつと休憩いたします。

午後十時四十八分休憩

午後零時三十四分開會

○委員(補見義男君) それじや休憩

前に引続いて再開いたします。松村さ

○松村眞一郎君 私はこの農業災害補償法案なるものが、従来の農業保険なり、家畜保険で十分に保護が行届かなかつたところを厚くしたという意味において賛成するものであります。しかしながら従来は家畜に関する考え方、この度よりも、もう少し廣かつたといふことをここに考えなければならぬと思ひます。元は家畜保険でありましたから、農業とは直接に關係しない部分であつても、家畜なるものが故に保護の途があつたわけでありまして。今度は農業災害補償といふことにされたのですから、農業を非常に廣めに解釈しまして、その中に包含する程度のもので、或いは救済もできましよう。併し農業といふことが如何にも無理であるといふ方面においての家畜の保護の途はここに狭まつたといふことを感ぜざるを得ないのであります。この運用の上におきまして、成るべく農業の意味を廣くやはり解釈するといふような工合にし、そうして家畜の保護の、従来の利益を奪わないようにして頂きたいと思ひます。これは行政の實際の運用上において考慮をせらるべきものであると考へます。若し農業災害保険で無理であるといふならば、幾らか、それを擴張して、別の制度をここに追加することを行政当局としては考へるべき責任があると思へます。その意味は都市のいろ／＼重要物資の輸送に従事しておるもの、食糧輸送或いは薪炭の輸送といふようなことに従事しておる職員の家畜といふものは、農業であるかどうかといふことが疑わしい場合が私は生ずると思ひます。従来よりも一

層有畜農業といふことに力を入れておる農林省としては、家畜が益畜としての非常に重要性を考へたならば、その方面の保護も相當考へなければならぬと思ひます。ところが今度の案によりますと、その方面はいくらも開却されておるといふことになる訳であります。農業に益畜が大切であるならば、その家畜保険の方の政府の力の入れ方も、この農業保険、農作物保険と同じようにいたさなければならぬと思ひますが、その政府の負担は家畜保険の方には薄いといふことには、この案でもなつてゐる訳であります。保険料にしても、再保険金額にしても、そんな点を平等にすべき必要があると思ひますから、財政の關係上こういふ結果になつたか、よく存じませんけれども、將來においてはその点に考慮をお願いしまして、本案に賛成する者であります。

○板野勝次君 先程の修正案について更に補足的に御説明申し上げたいのです。それは予算等の問題から常に國庫負担の問題が危惧されておる点であります。これは農政局長からの説明によりまして、本年度消費者の價格の中に織り込まれないといふことが既に言われておりますので、問題は來年度の予算から問題になつてくる訳でして、従つて現在の政府が大量課税に基礎を置いておるといふのであつて、將來それが徴税の最も適切なる方法であるかどうかといふことは考へなければならぬ点であると思ひます。従つて税金捕捉をもつと大關利害者、その他大きな利益のある人達に負担しても、この國庫が負担するといふことは當然で

あります。現在の徴税体系を改善するといふ方向に導きますために、この十二條の修正は當然なざるべきこととございまして、各委員におかれましては現狀のやういふふうに決められておる枠の範囲で見附け出すことができないからといふ点には、どうしても承服しかねるのでございます。従つて將來の徴税の方におきまして、できるだけ大量課税のないよう、勤労大衆の負担を軽くする。その一歩をこの災害補償法内に盛り込んでおる消費者負担の問題から切崩して行つて、そうして大量課税を度々なくして行くといふ方向に導いて行くために、是非必要なので、重ねてその点を補足いたしまして全員の御賛成を仰ぎたいと存ずるのであります。

○委員長(補見義男君) 政府側から発言を求められておりますが、この機会にこれを許します。

○政府委員(山本利作君) 討論の際にいろいろお述べになりました御意見、即ち陸稻の問題、或いは支拂を迅速にする、その他農民に關する將來の負担の問題等につきまして、一つ十分そういふふうに努力をしたいと思つております。特に陸稻につきましては明年度からこれを対象として実施をするといふことを明確にしておきます。問題は消費者負担の問題でございまして、これは理論から申しますればいろいろの説が立ち得るのであります。が、實際の問題といたしまして、今後数年間の狀況を考慮に入れますときには、この法案の主義でございませう。これは事実上成立し得ないのであります。これは若しそういう主義に上らな

すれば、結局において今度は農業者の方に對する負担という形になる以外には、事実上この保險法の成立といふことがむずかしいのじやないかといふことは見透しを拂つておるのであります。仮にこれが理想的形態でないといふ御趣旨の事情はよく分るのでありますけれども、今後数年間の狀況といたしましては、こういう主義によらざるを得ない。又そういう主義によることによつてこの保險法の制定が認められておる。こういう事情はよく御了解をお願いしたいと思ひます。これは食糧管理に關する費用まで消費者の負担になつておる今回の米價の決定方法等も考へ合せますと、その間の事情は續々申す迄もないことと思ひます。

○委員長(補見義男君) 速記を止め

○委員長(補見義男君) 速記を始めて。それで討論は以上を以て終結いたしましたので、これから農業災害補償法案を議題にして採決に入ります。先ず最初に板野委員から修正案が御提案になつておるのであります。それは法案の第十二條の第二項を「前項の負担金は、」の下に「政令の定めるところにより、毎會計年度予算の範囲内において、國庫より支出し、農業共済再保險特別會計の歳入にこれを繰入れる。」として、第三項を削除するのであります。先ずこの修正案を議題に供します。板野委員御提案の右の修正案に御賛成の方の起立を求めます。

た。次いで原案を議題に供します。本案についてはかねて申上げましたように、この法案について政府から修正の案が出ておりました。衆議院でその修正案の儘原案通り可決されたのであります。その修正案はこれも申上げましたように、消費者の負担を本年度の米にはかけない。こういうのであります。たが、それを原案にいたしまして、この災害補償法案を原案通り可決することには賛成の方の御起立をお願いします。

(起立者多数)

○委員長(補見義男君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決することと決定いたしました。尙委員長報告についての御了承を得るのであります。が、前例によりまして委員長の方で作成いたしますが、御了承をお願いいたします。多数意見者の署名であります。これもどうぞ引続いてお願いいたします。

(多数意見者署名)

○委員長(補見義男君) それではこれを以て委員会を閉じます。

午後零時五十七分散会

出席者は左の通り

委員長	楠見 義男君
理事	木下 源吉君
委員	太田 敏兒君
	門田 定藏君
	田中 利勝君
	羽生 三七君
	北村 一男君
	木村三四郎君
	佐々木鹿藏君
	竹中 七郎君
	石川 達吉君

宇都宮 登君
岡村文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
廣瀬與兵衛君

政府委員

農林事務官 山添 利作君
(農政局長)

十一月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、岐阜縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する陳情(第五百七十六号)

一、競馬法の改正に關する陳情(第五百七十七号)

一、食糧配給公團制反對に關する陳情(第五百七十八号)

一、土地改良事業継続施行に關する陳情(第五百八十二号)

一、農地調整法關係法令の改正等に關する陳情(第五百八十三号)

(陳第五百七十六号)昭和二十二年十一月一日受理

岐阜縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する陳情

岐阜縣知事 武藤嘉門

岐阜縣における本年のかんばつは未曾有のものであつたが、農民は現下の食糧事情の窮迫をよく認識して、手持金はもち論借入金をもつて、これが対策を講じた結果一万三千町歩を枯死より救ふことが出来たのである。このかん

害應急対策費に對し國庫補助が與えられないと、明年の稲作に對する生産の準備は全く不可能となるのみならず、供米の完すも困難となるから、万難を排してかん害対策に對する國庫補助を與えられたいとの陳情。

(陳第五百七十七号)昭和二十二年十一月二日受理

競馬法の改正に關する陳情

小樽市議會議長 岩谷靜衛

この陳情の趣旨は、陳第五百二十五号と同じである。

(陳第五百七十八号)昭和二十二年十一月五日受理

食糧配給公團制反對に關する陳情

廿日市地区配給業務改善委員會 議長 佐伯信外七名

この陳情の趣旨は、陳第五百三十八号と同じである。

(陳第五百八十二号)昭和二十二年十一月六日受理

土地改良事業継続施行に關する陳情

島根縣知事 原夫次郎

土地改良事業は第五次をもつて、打切りになることであるが、かくては、島根縣下今後二、三年間に施行希望の残存計画も不可能となり食糧増産上遺憾に堪えないから、是非共今年度に第六次の土地改良事業を実施の上継続施行されたいとの陳情。

(陳第五百八十三号)昭和二十二年十一月七日受理

農地調整法關係法令の改正に關する陳情

山形縣西村山郡農地委員會

自作農創設特別措置法並びに農地調整法には不備欠陥が多いので、地主勢力

及び官僚、司法當局等は殊更にこの法をひ曲し、農地改革を有名無実化しつつある。ポツダム宣言の忠実なる履行と平和日本建設のため農地改革の徹底を期するため右法律並びに關係法律を改正されたいとの陳情。